

総合生産科学研究科各コース・分野における入学者の受入れ目安人数に関する内規

令和6年9月18日

総合生産科学研究科運営会議決定

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学大学院総合生産科学研究科規程第31条の規定に基づき、総合生産科学研究科博士前期課程、博士後期課程及び博士課程（5年一貫制）の各コース・分野（以下「各コース等」という。）における入学者の受入れ目安人数（以下「受入れ目安人数」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(博士前期課程)

第2条 博士前期課程における各コース等の受入れ目安人数は、次表のとおりとする。

コース	分野	受入れ目安人数
共生システム科学コース	水産生物資源分野	40
	化学・物質科学分野	45
	環境レジリエンス分野	40
	スマートシティデザイン分野	35
	電気・機械システム分野	50
	情報データ科学分野	55
海洋未来科学コース		30
水環境科学コース		20

(博士後期課程)

第3条 博士後期課程における各コース等の受入れ目安人数は、次表のとおりとする。

コース	分野	受入れ目安人数
共生システム科学コース	環境海洋資源学分野	10
	化学・物質科学分野	10
	工学・情報データ科学分野	19
海洋未来科学コース		10
水環境科学コース		6

(博士課程（5年一貫制）)

第4条 博士課程（5年一貫制）における受入れ目安人数は、次表のとおりとする。

コース	受入れ目安人数
グリーンシステム科学コース	5

(受入れ目安人数の見直し)

第5条 前3条に規定する受入れ目安人数は，入学年度ごとに見直すことができるものとする。

附 則

この内規は，令和6年9月18日から施行し，令和6年度入学者から適用する。